

平成 22 年 7 月 21 日

関東東北産業保安監督部

## 簡易ガス事業者に対する厳重注意について

関東東北産業保安監督部は、首都圏瓦斯株式会社に対しガス事業法に基づく立入検査を実施しガス工作物が技術基準に適合していない事項を確認しました。また、これに関連して他の供給地点群の状況を確認したところ、技術基準の不適合が 1 件報告されました。

このため当部は、法令に基づく報告徴収により全ての供給地点群の技術基準の適合状況を調査し報告するように求めたところ、同社より他の供給地点群は技術基準に適合している旨、報告を受けました。

また、同社から不適合箇所については改善済み並びに改善中であると報告を受けていますが、当部が確認し指導するまで技術基準の不適合を改善せずに放置していたことから再発防止を求めるとともに、本日、同社に対し厳重注意を行いました。

### 1. 事実関係

関東東北産業保安監督部は、平成 22 年 3 月 16 日に簡易ガス事業者である首都圏瓦斯株式会社の供給地点群（ふじの台団地）に対しガス事業法第 47 条第 1 項に基づく立入検査を実施しガス工作物が技術基準に適合していない事項を確認しました。

また、これに関連して他の供給地点群の状況を確認したところ、技術基準の不適合が 1 件報告されました。

このため当部では、平成 22 年 6 月 8 日付けで首都圏瓦斯株式会社に対し、ガス事業法第 46 条第 1 項に基づき全ての供給地点群の技術基準の適合状況を調査し報告するように求めました。

その結果、同社から平成 22 年 6 月 21 日付けで報告書が提出され、ふじの台団地は改善が完了し適合済み、海老名第三団地についても改善中であり、他の供給地点群は全て技術基準に適合している旨の報告がありました。

### 2. 処分の概要

関東東北産業保安監督部は、不備のあった以下の点について関東東北産業保安監督部長名により厳重注意を行い、文書の交付を行いました。

( 1 ) ガス工作物の技術上の基準を定める省令第 1 1 条で定められた火気設備との適切な距離を有していない。

・ふじの台団地

ガス工作物技術基準の解釈例第 8 条で、当該ガス工作物の外面から火気を取り扱う設備に対し 8 m 以上の距離が求められているが、火気を取り扱う設備（石油給湯器、ガス給湯器）に対し各々 6 m である。

・海老名第三団地

ガス工作物技術基準の解釈例第 8 条で、当該ガス工作物の外面から火気を取り扱う設備に対し 8 m 以上の距離が求められているが、火気を取り扱う設備（ガス給湯器）に対し 4 . 8 m である。

参考

首都圏瓦斯株式会社

- ・本 社：東京都渋谷区初台 1 - 4 4 - 3
- ・代表者：櫻井 勉（代表取締役社長）
- ・事業所：小平営業所、佐倉営業所、町田営業所、八王子営業所、秦野営業所、渋谷営業所

( 本発表資料のお問い合わせ先 )

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

担当者：境野<sup>さかいの</sup>、高橋<sup>たかはし</sup>

電 話：0 4 8 - 6 0 0 - 0 4 1 7 (ダイヤルイン)